

年金積立金管理運用独立行政法人の中期目標・中期計画の新旧比較表

中期目標（変更前）	中期目標（変更後）	中期計画（変更前）	中期計画（変更後）
年金積立金管理運用独立行政法人中期目標 前文（略） 平成２２年３月２９日 厚生労働大臣 長妻 昭 第１ 中期目標の期間（略） 第２ 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項（略） 第３ 業務の質の向上に関する事項（略） 第４ 業務運営の効率化に関する事項 １．効率的な業務運営体制の確立（略） ２．業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（退職手当、事務所移転経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成２１年度比１５％以上節減すること。 このうち人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成１８年法律第４７号）に基づく平成１８年度から５年間で５％以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き着実に実施すること。	年金積立金管理運用独立行政法人中期目標 平成 22 年 3 月 29 日付厚生労働省発年 0329 第 4 号指示 <u>変更：平成 26 年 3 月 25 日付厚生労働省発年 0325 第 3 号指示</u> 前文（略） 平成２２年３月２９日 厚生労働大臣 長妻 昭 第１ 中期目標の期間（略） 第２ 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項（略） 第３ 業務の質の向上に関する事項（略） 第４ 業務運営の効率化に関する事項 １．効率的な業務運営体制の確立（略） ２．業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（退職手当、事務所移転経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成２５年１２月２４日閣議決定。以下「基本的方針」という。）に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成２１年度比１５％以上節減すること。 このうち人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成１８年法律第４７号）に基づく平成１８年度から５年間で５％以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き着実に実施すること。	年金積立金管理運用独立行政法人中期計画 平成２２年３月３１日付厚生労働省発年 0331 第 5 号認可 変更：平成２５年６月７日付厚生労働省発年 0607 第 2 号認可 変更：<u>平成 2 6 年 3 月 2 5 日付厚生労働省発年 0325 第 8 号認可</u> 前文（略） 平成２２年３月３１日 年金積立金管理運用独立行政法人 理事長 川瀬 隆弘 第１ 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項（略） 第２ 業務の質の向上に関する事項（略） 第３ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 １．効率的な業務運営体制の確立（略） ２．業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（退職手当、事務所移転経費を除く。）については、効率的な執行に努め、中期目標期間の最終年度において、平成２１年度比１５％以上の節減を行う。 このうち人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成１８年法律第４７号）に基づく平成１８年度から５年間で５％以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き行う。	年金積立金管理運用独立行政法人中期計画 平成２２年３月３１日付厚生労働省発年 0331 第 5 号認可 変更：平成２５年６月７日付厚生労働省発年 0607 第 2 号認可 変更：<u>平成 2 6 年 3 月 2 5 日付厚生労働省発年 0325 第 8 号認可</u> 前文（略） 平成２２年３月３１日 年金積立金管理運用独立行政法人 理事長 川瀬 隆弘 第１ 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項（略） 第２ 業務の質の向上に関する事項（略） 第３ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 １．効率的な業務運営体制の確立（略） ２．業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（退職手当、事務所移転経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成２５年１２月２４日閣議決定。以下「基本的方針」という。）に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）については、効率的な執行に努め、中期目標期間の最終年度において、平成２１年度比１５％以上の節減を行う。 このうち人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成１８年法律第４７号）に基づく平成１８年度から５年間で５％以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き行う。

さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針２００６（平成１８年７月７日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成２３年度まで継続すること。 <u>併せて、給与水準については、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組んでいるところであるが、引き続き着実にその取組を進めるとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。</u> また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成２１年度比５％以上節減すること。 なお、管理運用委託手数料については、運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めること。	さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針２００６（平成１８年７月７日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成２３年度まで継続すること。 <u>一方、基本的方針に基づき、平成２６年以降の給与水準については、高度で専門的な人材の確保の観点から、弾力化について検討すること。</u> また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成２１年度比５％以上節減すること。 なお、管理運用委託手数料については、運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めること。	さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針２００６（平成１８年７月７日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成２３年度まで継続すること。 <u>併せて、給与水準については、引き続き着実に適正化に向けた取組を進めるとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</u> また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成２１年度比５％以上節減すること。 なお、管理運用委託手数料については、運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めること。 第４ 財務内容の改善に関する事項（略） 第５ 予算、収支計画及び資金計画（略） 第６ 短期借入金の限度額（略） 第７ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画（略） 第８ 剰余金の使途（略） 第９ その他業務運営に関する重要事項 １．主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保（略） ２．施設及び設備に関する計画（略） ３．中期目標期間を超える債務負担（略） ４．職員の人事に関する計画 （１）方針（略） （２）人員に係る指標 <u>人員及び人件費の効率化に関しては、第３の２における人件費に係る経費節減目標に基づいて取り組む。</u>	さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針２００６（平成１８年７月７日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成２３年度まで継続すること。 <u>一方、基本的方針に基づき、平成２６年以降の給与水準については、高度で専門的な人材の確保の観点から、弾力化に取り組む。</u> また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成２１年度比５％以上節減すること。 なお、管理運用委託手数料については、運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めること。 第４ 財務内容の改善に関する事項（略） 第５ 予算、収支計画及び資金計画（略） 第６ 短期借入金の限度額（略） 第７ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画（略） 第８ 剰余金の使途（略） 第９ その他業務運営に関する重要事項 １．主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保（略） ２．施設及び設備に関する計画（略） ３．中期目標期間を超える債務負担（略） ４．職員の人事に関する計画 （１）方針（略） （２）人員に係る指標 <u>基本的方針に基づき、平成２６年以降の人員については、高度で専門的な人材の確保の観点から弾力化に取り組む。</u>
--	---	--	---